

周南市議会議員の附属機関、一部事務組合等の委員、 役員等への就任に関する規程

〔平成15年5月13日〕
〔議会規程第5号〕

改正 平成24年4月20日議会規程第4号 平成26年4月1日議会規程第1号
令和3年6月15日議会規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、議会及び執行機関が相互に牽制しながら、均衡のとれた円滑な行政運営を確保しようとする制度のもとで、それぞれの立場及び権限を尊重し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の5に定める執行機関、法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関、法第284条に定める一部事務組合及び規約、定款、規則、要綱、要領等に基づき設置された審議会、協議会、審査会、調査会等の機関をいう。

2 この規程において「委員」とは、附属機関等の委員、役員等をいう。

3 この規程において「法令」とは、法律、政令その他命令、通達等をいう。

(就任の制限)

第3条 議員は、第1条の目的により、附属機関等の委員に就任しない。ただし、法令に定めがあるとき、又は特別な事情があるときは、この限りでない。

(就任する委員の名称)

第4条 第3条ただし書の規定により議員が就任する附属機関等の委員は、別表のとおりとする。

(会議等の報告)

第5条 前条の委員に就任した議員は、当該附属機関等の会議等に出席したときは、その審議内容を報告書（第1号様式）により、議長に報告をしなければならない。

2 前項の報告書には、当該会議等で守秘義務のあるもの、監査委員については除く。

3 何人も、議長に対し、前項の報告書の閲覧を請求することができる。

(その他)

第6条 議長は、法令が改正されたとき、又は就任についての異議が生じたときは、議会運営委員会に諮り決定するものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

附 則(平成24年4月20日議会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月15日議会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

就任する委員の名称

監査委員
民生委員推薦会委員
都市計画審議会委員
環境審議会委員
周南地区衛生施設組合議員
周陽環境整備組合議員
玖西環境衛生組合議員
光地区消防組合議員
周南地区福祉施設組合議員

第 1 号様式（第 5 条関係）

報 告 書

周南市議会議員の附属機関、一部事務組合等の委員、役員等への就任に関する規程第 5 条の規定により、審議内容を報告します。

年 月 日

議長 様

委員

委員会の名称

日時

場所

1 議 題

2 概 要

(1) 詳細に説明のあるものは、別紙を添付のこと。

(2) 必要に応じて関係資料も添付のこと。